

証券コード 3960
2020年9月10日

株 主 各 位

東京都中央区八丁堀三丁目3番5号
株式会社バリューデザイン
代表取締役社長 尾 上 徹

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本年は健康状態に拘らず、可能な限り会場への来場はお控えいただき、事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご来場の株主さまにおかれましては、感染拡大防止への観点から、お越しいただいてもご入場できない場合がございますので、ご注意ください。

議決権につきましては、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2020年9月24日（木曜日）午後6時まで**に行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年9月25日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 7階 701号室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
1. 第14期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役1名選任の件
第2号議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

以 上

【株主さまへのお願い】

- ◎株主さまの新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、本年は健康状態に拘らず、可能な限り会場へのご来場はお控えいただき、書面又は電磁的方法（インターネット）により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により会場等を変更する場合がございます。今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.valuedesign.jp>）によりお知らせいたしますので、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ◎株主総会に来場される株主さまは、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ◎株主総会に来場される株主さまには、会場入り口付近で検温をさせていただきます。体温のご計測にご協力いただけない方、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りさせていただきます。なお、海外より帰国されてから14日間が経過していない株主さまは受付でお申し出いただけますようお願い申し上げます。
- ◎会場受付付近で、株主さまのためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ◎会場内の座席間隔を確保するため、ご用意できる席数が例年より減少しております。そのため、入場を制限させていただく場合がございます。
- ◎株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ◎本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主総会に来場される株主さまにおかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいたくださいませようお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。
- ◎議決権の不統一行使を行う株主さまは、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.valuedesign.jp>）に掲載することにより提供させていただきます。
 - (1) 連結計算書類の連結注記表
 - (2) 計算書類の個別注記表
- ◎本株主総会に係る参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2020年9月24日(木曜日)
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2020年9月24日(木曜日)
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2020年9月24日(木曜日)
午後6時行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2020年9月25日(金曜日) 午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 **三井住友信託銀行株式会社 証券代行部**

■ 議決権行使について

0120-652-031
(9:00~21:00)

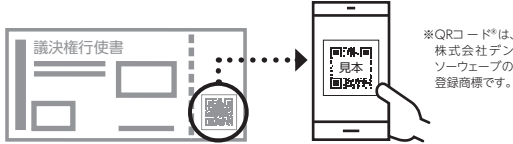
■ 其他のご照会

0120-782-031
(平日9:00~17:00)

「スマート行使」によるご行使

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

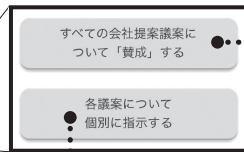


※QRコード*は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

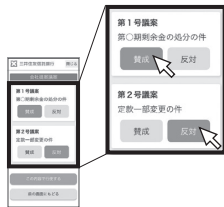
② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

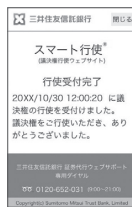


③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④ 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード*を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

インターネットによるご行使

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリック

② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③ パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って
賛否をご登録ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主さまのご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

事業報告

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続いたものの、海外情勢・経済や消費増税に伴う影響がみられました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済への影響が懸念されるなど、先行きの見通せない非常に厳しい状況が続いております。

このような環境の中、当連結会計年度においては、システム利用料売上が前期比112.8%増、初期売上は前期比132.0%増となった結果、総売上高は2,477,251千円（前期比19.9%増）となりました。販売費及び一般管理費は、オフィス移転や人員増加、システム利用料売上増加に伴う代理店手数料の増加等により12.6%増となり、その結果、営業利益は137,614千円（前期は営業損失65,222千円）となりました。なお、2019年10月から2020年6月まで実施された「キャッシュレス・消費者還元事業」における決済データ提供料収益の獲得やプリペイド需要の増加に伴う、チャージ機販売の好調等の要因により、売上高及び各段階利益は2019年8月13日公表の数字から増加いたしました。

当社グループの所属する電子決済市場においては、政府主導のキャッシュレス決済の普及推進活動を受け、引き続き活況の様相を呈しております。特に、飲食店やスーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストアなどの業種においては、2019年10月から開始された「キャッシュレス・消費者還元事業」の効果もあり、キャッシュレス決済比率が数%上昇する一方で、現金決済は10%以上減少するなどの効果が確認されております（※日経リサーチ「キャッシュレス決済に関する調査（2019年11月）」より）。

このような状況のもと、当社グループが事業展開している「バリューカードASPサービス」も、引き続き導入企業数、店舗数を伸ばしており、2020年6月末時点で導入企業数790社、導入店舗数80,160店舗へと増加しております。

新規導入は、キャッシュレス決済拡大の影響もあり、導入意欲が旺盛な量販店や飲食チェーンなどの業種を中心に進んでおります。導入済企業の取扱高においては、上述の「キャッシュレス・消費者還元事業」による効果も確認されており、スーパー・ドラッグストアなどを中心に伸ばしております。また同事業においては、当社はコンソーシアム代表申請者として、登録申請の取りまとめと申請業務

を行っており、決済データ提供サービス（同事業に参加する当社顧客企業が、ハウスプリペイドでの決済を行った消費者へのインセンティブ（還元）として発行したポイントの相当額の補助金を受領するための証跡となる決済データの提出を当社が代行）による収益も発生しております。

2019年7月より開始したQR等のコード決済事業者との接続・中継サービス（ゲートウェイサービス）は、2020年6月末時点で11社のQR等コード決済に対応しております。主要なQR等コード決済サービスへの対応は概ね完了しており、飲食チェーンやホームセンターなどを中心に、導入業種・店舗も拡大が進んでおります。

また、新型コロナウイルス感染症による影響に関しては、当社の業務運営に対する直接的な影響はありません。当社サービスの導入企業においては、一部業種で取扱高が減少傾向にある一方、増加傾向の業種もあり、全体の取扱高、及びシステム利用料売上においても、2020年6月末時点では大きな影響は発生しておりません。

以上の結果、当連結会計年度は、売上高2,477,251千円（前期比19.9%増）、営業利益137,614千円（前期は営業損失65,222千円）、経常利益122,687千円（前期は経常損失80,935千円）、親会社株主に帰属する当期純利益76,775千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失150,084千円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① ハウスプリペイドカード事業

ハウスプリペイドカード事業においては、「キャッシュレス・消費者還元事業」に参加したスーパーマーケットやホームセンターでのプリペイド利用が好調となりました。また、ハウスプリペイド・QR等コード決済用の新型端末や、プリペイド利用の増加に伴う入金機の販売が引き続き好調であったこと、「キャッシュレス・消費者還元事業」の決済データ提供サービスなどによる売上も寄与し、売上高は前年同期比23.2%増となりました。

販売費及び一般管理費は、前期に実施した施策による固定費の増加（人件費・オフィス賃料など）のほか、システム利用料売上の伸長に伴う代理店手数料の増加などの影響から、前期比22.8%増となりました。

この結果、当セグメントの売上高は2,323,316千円（前年同期比23.2%増）、セグメント利益（営業利益）は555,824千円（前年同期比45.9%増）となりました。

② ブランドプリペイドカード事業

当セグメントにおいては、前連結会計年度から引き続き既存イシュー（カード発行会社）とその提携先（注）を中心に事業を行っております。前期第4四半期

に生じた既存顧客のサービス一部縮小の影響により、システム利用料売上は前期比13.7%減となりました。

この結果、売上高は153,934千円（前年同期比14.8%減）、セグメント損失（営業損失）は45,653千円（前期はセグメント損失31,297千円）となりました。

(注) 提携先とは、カード発行会社（イシュア）が運営する資金決済サービスを利用して、事業者自らの顧客（会員組織等）に対してプリペイドカード、会員カード等のサービスを行う事業者のことを指します。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は27,766千円であります。その主な内容は、ハウスプリペイドカード事業における投資であり、当社サービスのシステムインフラの維持・増強や、サービス機能の付加のためのシステム構築費等であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社の運転資金として、金融機関より長期借入金として100,000千円の調達を実施致しました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2017年 6月期)	第 12 期 (2018年 6月期)	第 13 期 (2019年 6月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (2020年 6月期)
売 上 高	1,738,079 千円	2,053,675 千円	2,066,572 千円	2,477,251 千円
経常利益又は経常損失 (△)	△44,345 千円	64,536 千円	△80,935 千円	122,687 千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△87,323 千円	33,251 千円	△150,084 千円	76,775 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△63.43 円	22.83 円	△102.20 円	51.54 円
総 資 産	1,308,115 千円	1,340,918 千円	1,203,472 千円	1,464,642 千円
純 資 産	785,440 千円	852,645 千円	708,627 千円	846,567 千円

(注) 売上高には、消費税は含まれておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2017年 6月期)	第 12 期 (2018年 6月期)	第 13 期 (2019年 6月期)	第 14 期 (当事業年度) (2020年 6月期)
売 上 高	1,718,579 千円	2,029,135 千円	2,017,378 千円	2,430,130 千円
経常利益又は経常損失(△)	△1,911 千円	147,855 千円	△4,563 千円	155,195 千円
当期純利益又は当期純損失(△)	△44,891 千円	89,094 千円	△96,156 千円	4,147 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△32.61 円	61.16 円	△65.48 円	2.78 円
総 資 産	1,309,232 千円	1,372,743 千円	1,293,470 千円	1,471,367 千円
純 資 産	791,811 千円	897,840 千円	812,920 千円	872,051 千円

(注) 売上高には、消費税は含まれておりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
佰镗（上海）信息技术有限公司	1,376千 アメリカドル	100.0 %	ハウスプリペイド カード事業
VALUEDESIGN SINGAPORE PTE.LTD.	460千 シンガポールドル	75.0 %	ハウスプリペイド カード事業
VALUEDESIGN (THAILAND) CO.,LTD.	13,000千 タイバーツ	75.0 %	ハウスプリペイド カード事業
VALUEDESIGN (MALAYSIA) SDN.BHD.	1,800千 マレーシアリンギット	75.0 %	ハウスプリペイド カード事業
ValueDesign Service Pvt Limited	83,083千 インドルピー	100.0 %	ハウスプリペイド カード事業

(10) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当社グループとして大きな影響は生じていないものの、一部業種の当社サービス導入企業においてその影響が見られるなど、世界的な経済活動の縮小による企業収益の減少や企業活動の停滞が懸念されており、わが国経済も先行きが不透明な状況が継続するものと思われま。

このような状況下において、当社グループでは、従業員及びその家族並びに関係先等の安全確保を最優先とし、リモートワークや時差出勤、オンライン会議の積極利用を推進するなど、感染予防策へ迅速に取り組むことで事業の安定運営に努めてまいりました。一方で、当社グループは、引き続きプロセッシング事業に集中し、急速に伸びるアジア市場に先行投資することによって、プリペイドカードの取扱高・導入店舗数においてトップシェアを占め、アジアナンバーワンのポジションを獲得することを目指しており、以下の主要課題に取り組んで参ります。

① ハウスプリペイドカード事業における収益性の向上

前連結会計年度から引き続き、全国に店舗展開を行う多業態飲食チェーンや、年間売上高1,000億円超規模のスーパーマーケット・ドラッグストア等の大型案件の受注が好調であります。受注先企業規模の大型化によってサービス導入までの準備に期間を要し、人的リソース不足が発生することでの、販売費及び一般管理費の増大傾向は継続しています。また、システム利用料についても、競争激化によってサービス提供価格が安価になる傾向があり、ハウスプリペイドカード

事業全体の収益率に影響を及ぼす可能性もあります。今後は有力代理店との関係強化による新規獲得の増加、導入店舗数拡大、関連ソリューション導入等による既存案件の収益増加を図ることで、ストック型収入の源泉である取扱高の拡大に努め、当事業の収益性の向上を図ります。

② ブランドプリペイドカード事業における新規のカード発行会社（イシュア）及び提携先の獲得

当社グループは、2013年7月にブランドプリペイドカード事業を開始いたしました。この開発において、総額約8.8億円規模の投資を実施しており、早期に投資資金回収をすべきと認識しております。その状況のもと、カード発行会社（イシュア）においては、受注してからサービス開始までに10ヶ月以上の期間を要するため、早期受注が課題であります。また、新規の提携先に向けては、ハウスプリペイドカード事業の代理店網を活用し、さらなる営業強化を目指します。同時に、センター機能見直しや提携先を追加する際のプロセスを簡略化することで導入コストを削減し、競争優位性を強化することで、カード発行会社（イシュア）及び提携先の獲得へ向けて改善いたします。

③ アジアへの事業展開の体制構築と実績の確立

当社グループは、アジアにおいて、中国、シンガポール、タイ、マレーシア、インドにおいては現地法人を設置して、韓国、フィリピン他では代理店を経由して事業展開をしております。各国とも代理店・協業パートナーと共に新規顧客の開拓を続けておりますが、案件は徐々に規模の拡大、案件数の増加が進んでおり、新規営業やサービス運営、及び現地法人の運営体制の強化が課題となっております。また、会員管理やモバイル決済など、各国の事情に合わせたサービスニーズの提供に向けた現地企業との提携や、M&Aなども視野に入れた各国の同業企業との連携などを行い、アジア主要国での実績の早期確立・拡大に努めます。

④ システム稼働の安定化

当社グループは、サーバー管理型プリペイドカードシステムをASP（アプリケーションサービスプロバイダ：アプリケーションソフトの機能をネットワーク経由で顧客に提供するサービス）で提供しており、ユーザーに24時間365日間、安心してサービスを利用していただくために、システム稼働の安定化が重要な課題であると認識しております。大型案件の増加によるアクセス数及び取扱高の増加に対応するため、システム運用体制の整備、運用業務の改善等を行うとともに、今後も継続的な設備投資を行い、システムの信頼性向上に取り組みます。

⑤ 内部管理体制の強化による事業基盤強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスクマネジメントのための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。具体的には、

部署間の役割分担の明確化とともに関係を強化し、業務整理を推進して効率化を図るとともに、経営の公平性や透明性を確保するために、内部管理体制の強化に取り組めます。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(11) 主要な事業内容（2020年6月30日現在）

当社グループは、当社と、連結子会社である佰饒（上海）信息技术有限公司他4社の計6社で構成されており、サーバー管理型プリペイドカードシステム「バリュエカードASPサービス」（当社のサービス名称）の提供による、企業のブランディング、プロモーション支援事業を展開しております。当社のビジネスモデルは、導入企業の顧客の購買動向、店舗システムに合わせてカスタマイズしたサーバー管理型プリペイドカードサービスを提供することで、商取引に不可欠な決済手段を単なる決済手段にとどまらず、プロモーション、マーケティング、ブランディングの観点から企業の販売促進活動を支援しております。

各事業の内容は以下のとおりであります。

事業	事業内容
ハウスプリペイドカード事業	自社ブランドで発行が可能なサーバー管理型プリペイドカードシステムを利用した事業を行っております。
ブランドプリペイドカード事業	VISA、MasterCardを始めとする国際ブランドと提携し、従来のハウスプリペイドカードの機能にVISA、MasterCard等の国際ブランド加盟店での決済機能を搭載したカードでサーバー管理型プリペイドカードシステムを利用した事業を行っております。

(12) 主要な営業所及び工場（2020年6月30日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都中央区八丁堀三丁目3番5号

② 子会社

名称	所在地
佰饒（上海）信息技术有限公司	本社（中華人民共和国 上海市）
VALUEDESIGN SINGAPORE PTE.LTD.	本社（シンガポール共和国）
VALUEDESIGN (THAILAND) CO.,LTD.	本社（タイ王国 バンコク）
VALUEDESIGN (MALAYSIA) SDN. BHD.	本社（マレーシア クアラルンプール）
ValueDesign Service Pvt Limited	本社（インド共和国 ムンバイ）

(13) 従業員の状況 (2020年6月30日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
76 (8) 名	4 (3) 名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、使用人兼務役員を含んでおりません。
2. アルバイト、派遣社員は、期中平均人員数を () 内に外数で記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
63 (8) 名	5 (3) 名増	37.8歳	2年10ヵ月

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、使用人兼務役員を含んでおりません。
2. アルバイト、派遣社員は、期中平均人員数を () 内に外数で記載しております。

(14) 主要な借入先 (2020年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	150,000 千円
株式会社りそな銀行	91,665 千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,560,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,534,600株（自己株式125株を含む）
- (3) 株主数 720名

(4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
ネオス株式会社	282,900	18.43
尾上徹	151,800	9.89
大日本印刷株式会社	137,200	8.94
株式会社SBI証券	97,140	6.33
株式会社ティーガイア	66,700	4.34
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	66,600	4.34
林秀治	52,800	3.44
金子毅	47,400	3.08
楽天証券株式会社	44,800	2.91
秋山仁	43,400	2.82

(注) 持株比率は、自己株式を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容及び状況

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
株主総会決議日 (取締役会決議日)	2012年8月31日 (2012年11月9日)	2012年8月31日 (2013年4月10日)	2014年9月29日 (2015年1月15日)
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の数(個)	422(注)6	1(注)6	200(注)6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,200(注)1、5、6	100(注)1、5、6	20,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1個当たり 85,000 (1株当たり 850(注)2、5)	新株予約権1個当たり 85,000 (1株当たり 850(注)2、5)	新株予約権1個当たり 150,000 (1株当たり 1,500(注)2、5)
新株予約権の行使期間	自 2014年11月10日 至 2022年8月30日	自 2015年4月11日 至 2022年8月30日	自 2017年1月17日 至 2024年9月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 850(注)5 資本組入額 425(注)5	発行価格 850(注)5 資本組入額 425(注)5	発行価格 1,500(注)5 資本組入額 750(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4	(注)4
保有者数	取締役 (1名)	監査役 (1名)	—
新株予約権の数(個)	402	20	—
			200

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
株主総会決議日 (取締役会決議日)	2014年9月29日 (2015年6月29日)	2015年2月4日 (2015年6月29日)
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の数(個)	198(注)6	68(注)6
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,800(注)1、5、6	6,800(注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1個当たり 150,000 (1株当たり 1,500(注)2、5)	新株予約権1個当たり 150,000 (1株当たり 1,500(注)2、5)
新株予約権の行使期間	自 2016年9月30日 至 2024年9月28日	自 2017年2月5日 至 2025年2月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,500(注)5 資本組入額 750(注)5	発行価格 1,500(注)5 資本組入額 750(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4
保有者数	取締役 (3名)	監査役 (1名)
新株予約権の数(個)	180	10

- (注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (又は併合) の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価額の調整は行わない。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了による退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当会社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が在任又は在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
- (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

4. 当社が、合併 (当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。) をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権 (以下、「残存新株予約権」という。) の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社 (以下、「再編対象会社」という。) の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
 - (5) 新株予約権を行使できる期間、その他の権利行使の条件等
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
 - (6) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
5. 2016年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っている。
これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。
 6. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、権利を行使した者の数及び退職により権利を喪失した者の数を減じている。
 7. 社外取締役及び社外監査役は保有しておりません。

(2) 当事業年度において当社使用人、子会社役員及び使用人に対して交付した新株予約権等の内容及び状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2020年6月30日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
尾 上 徹	代表取締役社長	佰億（上海）信息技术有限公司 董事長 VALUEDESIGN SINGAPORE. PTE.LTD. Director VALUEDESIGN(THAILAND)CO.,LTD. Director VALUEDESIGN(MALAYSIA)SDN. BHD. Director ValueDesign Service Pvt Limited. Director
林 秀 治	常務取締役 ビジネスサポート本部長	VALUEDESIGN SINGAPORE. PTE.LTD. Director VALUEDESIGN(THAILAND)CO.,LTD. Director VALUEDESIGN(MALAYSIA)SDN. BHD. Director
小 柳 雄 志	取締役 システム本部長	
鹿 田 要	取締役 営業本部長 兼 海外事業本部長	佰億（上海）信息技术有限公司 総経理 ValueDesign Service Pvt Limited. Director
佐々木 義 孝	取締役	株式会社TOKYOフロンティアファーム代表取締役 株式会社アンジー監査役 コグニロボ株式会社監査役 株式会社ジグザグ監査役 株式会社レゴリス監査役 CFOナレッジ株式会社代表取締役 株式会社HRBrain監査役
金 子 毅	常勤監査役	
田 部 井 修	監査役	田部井会計事務所 所長 株式会社アイティーコンサルティング 代表取締役 株式会社大里 社外監査役 株式会社ノムラシステムコーポレーション 取締役（監査等委員）
高 瀬 亜 富	監査役	弁護士法人内田・鮫島法律事務所 パートナー 株式会社るーみっくプロダクション取締役 一般社団法人国際コンピュータ利用監査教育協会監事

- (注) 1. 2019年9月26日開催の第13回定時株主総会において、佐々木義孝氏は取締役新たに選任され就任いたしました。
2. 2019年9月26日開催の第13回定時株主総会において、高瀬亜富氏は監査役に新たに選任され就任いたしました。
3. 取締役 佐々木義孝氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 田部井修氏及び監査役 高瀬亜富氏は、社外監査役であります。

5. 監査役 田部井修氏は、税理士として長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役 高瀬亜富氏は、弁護士の資格を有し、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役 佐々木義孝氏、監査役 田部井修氏及び監査役 高瀬亜富氏は東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任時の当社における地位及び担当	退任時の重要な兼職の状況	退任日
上田 恭子	取締役	-	2019年11月30日
久礼 美紀子	監査役	弁護士法人内田・鯨島法律事務所 株式会社Kids Smile Holdings 社外監査役	2019年9月26日

- (注) 1. 取締役上田恭子氏は、辞任による退任であります。
2. 監査役久礼美紀子氏は、任期満了による退任であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	86,496千円 (2,500千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	11,597千円 (3,750千円)
合計 (うち社外役員)	10名 (4名)	98,094千円 (6,250千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の額には、株式報酬型ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額(取締役 2,418千円、監査役 127千円)を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は2006年10月2日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内(ただし、使用人分給与を含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は2016年9月30日開催の第10回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
5. ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、2018年9月27日開催の

第12回定時株主総会において、取締役（社外取締役は除く）は年額100百万円以内、監査役（社外監査役は除く）は年額20百万円以内と決議いただいております。

6. 各役員の報酬等の額の決定につきましては取締役会及び監査役の協議にて決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・取締役 佐々木義孝氏は、株式会社TOKYOフロンティアファーム代表取締役、株式会社アンジー監査役、コグニロボ株式会社監査役、株式会社ジグザグ監査役、株式会社レゴリス監査役、CFOナレッジ株式会社代表取締役、株式会社HRBrain監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 田部井修氏は、田部井会計事務所所長、株式会社アイティーコンサルティング代表取締役、株式会社大里社外監査役、株式会社ノムラシステムコーポレーション取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 高瀬亜富氏は弁護士法人内田・鮫島法律事務所パートナー、株式会社るーみっくプロダクション取締役、一般社団法人国際コンピュータ利用監査教育協会監事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況
取締役 佐々木 義 孝	社外取締役就任後に開催された取締役会には、14回中14回に出席しております。主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。
監査役 田部井 修	当事業年度に開催された取締役会には、19回全てに出席し、当事業年度に開催された監査役会には、14回全てに出席しております。主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
監査役 高 瀬 亜 富	社外監査役就任後に開催された取締役会には、14回中14回に出席し、就任後に開催された監査役会には、10回中10回に出席しております。主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「収益認識に関する会計基準」の適用による「バリューカードASPサービス」へのシステム影響に関するアドバイザリー業務を委託し、その対価を支払っております。
4. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2015年10月15日の取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、『私たちは、商取引に不可欠な決済手段を単なる決済手段にとどまらず、プロモーション、マーケティング、ブランディングの観点から企業の販売促進活動を支援し、多様化する決済手段を最適化するとともに、「バリューカード」を通じて、店舗、消費者双方の価値を最大化します。』との企業理念に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
 - ロ. 取締役会は、「取締役会規程」及び「決裁権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - ハ. コンプライアンスの状況は、委員長である代表取締役社長及び取締役会により選任された委員から構成されるコンプライアンス推進委員会等を通じて取締役会に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
 - 二. 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、管理部門を窓口として定め、適切に対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書保管管理規程」及び「稟議事務取扱規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - ロ. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
 - ロ. リスク情報等については各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理部門が行うものとする。
 - ハ. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- 二. 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
 - ロ. 各部門長は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。
 - ハ. 各部門においては、「決裁権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化をはかることで、迅速性及び効率性を確保する。
5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行う。
 - ロ. グループ会社の管理は管理部門が行うものとし、必要に応じてグループ会社の取締役又は監査役は、当社の取締役、監査役又は使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。
 - ハ. 当社の監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - イ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求められることができることとする。
 - ロ. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 - ロ. 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求める等必要な連携を図ることとする。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制
内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

9. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、管理部門の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - イ. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - ロ. 管理部門を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

- ハ. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

1. コンプライアンス推進委員会

コンプライアンス推進委員会は、委員長である代表取締役社長並びに取締役会により選任された委員により構成されており、原則として四半期ごとに1回以上開催することとしております。当該委員会では、コンプライアンスに関する規程の改廃、当該規程の施行にあたり必要となるコンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラム等の協議及び決議、並びにコンプライアンス教育の計画、管理、実施、見直しに関する協議及び決議を行っております。

2. リスク管理体制の整備の状況

- イ. 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、必要に応じて外部の専門家に照会を行った上で対処するとともに、経営執行委員会等又は取締役会に報告しその対応策について協議しております。
- ロ. また、個人情報の保護について最大限の注意を払っており、個人情報の取り扱いに関する運用を徹底しております。システム障害に関しましても、サービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策、コンピューターウイルス等の侵入やハッカーによる妨害等を回避するために必要と思われる対策をとっております。

3. 内部監査及び監査役監査の状況

- イ. 当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室が担当しており、担当者を2名配置しております。内部監査室は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役社長による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査対象となった各事業部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認します。
- ロ. 各監査役は定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催されている監査役会において、情報共有を図っております。監査役監査は、毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会を含む重要な会議への出席、

実地監査、意見聴取を行うとともに、決裁書類の閲覧等を適時に行い、取締役の業務執行の監査を行っております。

- ハ. 監査役、内部監査室及び会計監査人は、相互に連携して、三者間で定期的に会合を開催し、課題・改善事項等の情報の共有化を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

4. 監査役会・監査役

当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、1ヶ月に一度開催しております。ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外監査役は、それぞれの職務経験や専門的な見地より経営監視を実施していただくこととしております。常勤監査役は、株主総会・取締役会への出席や、取締役・執行役員・従業員・会計監査人からの報告收受等法律上の権利行使のほか、重要な会議への出席等実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。なお、監査役会においては月次にて常勤監査役が日常で行っている監査結果について報告し、必要に応じて協議を行っております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、財務体質の強化並びに将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、配当決定機関は株主総会であります。

しかしながら、当連結会計年度においては過年度累積損失により会社法上の分配可能額の確保まで至らなかったことから、当期の配当につきましては誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。今後の配当方針につきましては、累積損失が処理された段階で、企業体質の強化と将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、その時点での業績を考慮して検討してまいりたいと考えております。

なお、当社は、会社法第454条第5項に基づき、毎年12月31日を基準日として中間配当を実施することができる旨、定款に定めており、決定機関は取締役会であります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,115,614	流動負債	543,102
現金及び預金	681,924	買掛金	107,170
売掛金	368,061	1年内返済予定の長期借入金	170,004
たな卸資産	15,881	リース債務	6,277
その他	55,478	未払金	127,743
貸倒引当金	△5,731	未払法人税等	53,686
固定資産	349,028	その他	78,220
有形固定資産	154,181	固定負債	74,972
建物	27,624	長期借入金	71,661
工具、器具及び備品	113,263	リース債務	1,119
リース資産	12,319	退職給付に係る負債	2,192
その他	973	負債合計	618,075
無形固定資産	69,145	(純資産の部)	
ソフトウェア	69,014	株主資本	835,641
その他	131	資本金	731,199
投資その他の資産	125,701	資本剰余金	728,275
投資有価証券	30,000	利益剰余金	△623,424
敷金及び保証金	62,556	自己株式	△409
繰延税金資産	23,063	その他の包括利益累計額	△807
その他	11,113	為替換算調整勘定	△807
貸倒引当金	△1,031	新株予約権	9,929
資産合計	1,464,642	非支配株主持分	1,803
		純資産合計	846,567
		負債純資産合計	1,464,642

連 結 損 益 計 算 書

(2019 年 7 月 1 日 から
2020 年 6 月 30 日 まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,477,251
売 上 原 価		1,272,696
売 上 総 利 益		1,204,555
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,066,940
営 業 利 益		137,614
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	106	
そ の 他	305	412
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,499	
為 替 差 損	4,339	
そ の 他	500	15,338
経 常 利 益		122,687
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		122,687
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	46,389	
法 人 税 等 調 整 額	1,559	47,949
当 期 純 利 益		74,738
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		2,036
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		76,775

連結株主資本等変動計算書

(2019 年 7 月 1 日から)
(2020 年 6 月 30 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	704,776	696,738	△700,199	△255	701,060
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	26,422	26,422	—	—	52,844
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	76,775	—	76,775
自己株式の取得	—	—	—	△153	△153
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	—	5,114	—	—	5,114
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	26,422	31,537	76,775	△153	134,580
当期末残高	731,199	728,275	△623,424	△409	835,641

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	△272	△272	7,638	201	708,627
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	—	—	—	—	52,844
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	76,775
自己株式の取得	—	—	—	—	△153
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	—	—	—	—	5,114
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△534	△534	2,291	1,601	3,358
当期変動額合計	△534	△534	2,291	1,601	137,939
当期末残高	△807	△807	9,929	1,803	846,567

貸 借 対 照 表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,047,466	流動負債	525,597
現金及び預金	639,353	買掛金	98,472
売掛金	357,394	1年内返済予定の長期借入金	170,004
たな卸資産	15,731	リース債務	6,277
前払費用	37,572	未払金	123,694
その他	3,840	未払費用	13,484
貸倒引当金	△6,426	未払法人税等	53,686
固定資産	423,901	未払消費税等	55,065
有形固定資産	153,977	その他	4,912
建物	27,624	固定負債	73,719
工具、器具及び備品	113,059	長期借入金	71,661
リース資産	12,319	リース債務	1,119
その他	973	その他	938
無形固定資産	69,140	負債合計	599,316
ソフトウェア	69,008	(純資産の部)	
その他	131	株主資本	862,121
投資その他の資産	200,782	資本金	731,199
関係会社株式	42,908	資本剰余金	711,199
関係会社長期貸付金	60,431	資本準備金	711,199
関係会社長期未収入金	84,825	利益剰余金	△579,867
投資有価証券	30,000	その他利益剰余金	△579,867
長期前払費用	10,071	繰越利益剰余金	△579,867
敷金及び保証金	60,848	自己株式	△409
繰延税金資産	23,063	新株予約権	9,929
破産更生債権等	1,031	純資産合計	872,051
その他	10	負債純資産合計	1,471,367
貸倒引当金	△112,407		
資産合計	1,471,367		

損 益 計 算 書

(2019 年 7 月 1 日 から)
(2020 年 6 月 30 日 まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,430,130
売 上 原 価		1,243,683
売 上 総 利 益		1,186,447
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,021,373
営 業 利 益		165,074
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,121	
そ の 他	185	2,306
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,499	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	△293	
為 替 差 損	1,480	
そ の 他	500	12,185
経 常 利 益		155,195
特 別 損 失		
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	6,849	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	96,248	103,098
税 引 前 当 期 純 利 益		52,097
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	46,389	
法 人 税 等 調 整 額	1,559	47,949
当 期 純 利 益		4,147

株主資本等変動計算書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	704,776	684,776	684,776	△584,015	△584,015
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	26,422	26,422	26,422	—	—
当期純利益	—	—	—	4,147	4,147
自己株式の取得	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	26,422	26,422	26,422	4,147	4,147
当期末残高	731,199	711,199	711,199	△579,867	△579,867

(単位：千円)

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△255	805,282	7,638	812,920
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	—	52,844	—	52,844
当期純利益	—	4,147	—	4,147
自己株式の取得	△153	△153	—	△153
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	2,291	2,291
当期変動額合計	△153	56,839	2,291	59,130
当期末残高	△409	862,121	9,929	872,051

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年8月27日

株式会社バリューデザイン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠原孝広 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小堀一英 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バリューデザインの2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バリューデザイン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年8月27日

株式会社バリューデザイン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠原 孝 広 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小堀 一 英 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バリューデザインの2019年7月1日から2020年6月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月28日

株式会社 バリューデザイン 監査役会

常勤監査役 金子 毅 ㊟

社外監査役 田部井 修 ㊟

社外監査役 高瀬 亜 富 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役1名選任の件

2019年11月30日付けで取締役 上田恭子氏が辞任により退任いたしましたので、その後任として取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任される取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
もり たけし 森 健 (1975年3月18日) 【新任】	1999年 9月 アンダーセンコンサルティング（現：アクセンチュア株式会社）入社 2005年12月 日本テレコム株式会社（現：ソフトバンク株式会社）入社 2006年 7月 日本ロレアル株式会社 入社 2007年 9月 INTLOOP株式会社 入社 2011年 2月 同社 取締役 2013年10月 日本マクドナルド株式会社 入社 2016年 9月 リデア株式会社 入社 CFO 2018年 4月 株式会社トリドールビジネスソリューションズ 入社 取締役副社長 2018年 6月 同社 代表取締役社長 2020年 7月 当社入社 管理本部長（現任）	0株

（注）候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第2号議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は、2020年6月30日現在で579,867,241円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。当社では、業績の更なる向上と財務体質の健全化を推し進めるべく努力しておりますが、欠損の解消には相当の期間を要するものと見込まれます。

つきましては、今般、この欠損を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保し、資本構成の最適化をすることを目的として、資本金の額の減少及び剰余金の処分を行うものであります。

具体的には、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更はございません。また、本件は、払い戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数の変更は行いませんので、株主の皆さまの所有株式数や1株当たり純資産額に影響を与えることはございません。

資本金の額の減少の要領

(1)減少する資本金の額

資本金の額 731,199,310 円のうち、579,867,241 円を減少して 151,332,069円といたします。

(2)資本金の額の減少の方法

減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(3)資本金の額の減少が効力を生ずる日

2020年11月1日（予定）

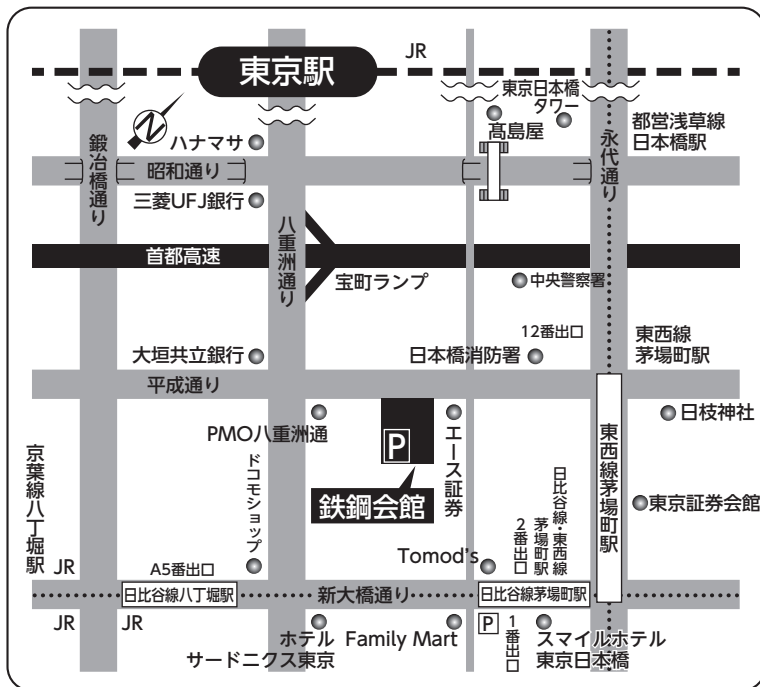
剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、資本金の額の減少により生じるその他資本剰余金579,867,241円全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。これによって、当社の繰越利益剰余金の欠損が解消されます。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 7階 701号室
TEL：0120-404855



<交通のご案内>

- 東 西 線「茅場町駅」 (12番出口) 徒歩約5分
- 日比谷線「茅場町駅」 (1番出口) 徒歩約5分
- 日比谷線「八丁堀駅」 (A5番出口) 徒歩約5分

- 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。